

保育標準時間の適用について

保育園等に入園する場合は、保育の必要性の認定を受けることになっており、同時に、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」（最長11時間）と、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」（最長8時間）の2区分の保育必要量を設けることになります。

1. 保育の必要性の認定について

●保育の必要性の認定とは

幼稚園や保育園、認定こども園を利用する際に必要となる資格です。

子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。

- 1号認定 … 満3歳以上の小学校就学前の子ども
- 2号認定 … 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、以下の理由（保育の必要性）により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども
- 3号認定 … 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、以下の理由（保育の必要性）により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども

※『保育を必要とする理由（保育の必要性）』

[保護者の双方が下記のいずれかの事由にあてはまる必要があります。]

- 1 就労（月64時間以上働いている場合）
- 2 産前・産後（出産予定日の2か月前から出産2か月後の月末まで）
- 3 保護者の病気・負傷・心身の障がい
- 4 同居親族の介護・看護
- 5 震災等の災害復旧
- 6 求職活動中
- 7 就学
- 8 DV・虐待 等

2. 保育必要量の設定について

- 「保育の必要性」に応じて利用できる時間を設定します。

2号認定・3号認定においては、「短時間（8時間）」か「標準時間（11時間）」のどちらかの設定になります。

○1号認定

利用時間：9時00分～15時00分

※時間外を利用できる「一時預かり保育」を実施しています。

○2号認定・3号認定

★短時間認定

利用時間：8時00分～16時00分（8時間）

※7時00分～8時00分・16時00分～19時00分は、延長保育として利用可能
（施設によって異なる）

【保育の必要性】

- ・月64時間以上働いているとき
- ・仕事を探しているとき
- ・同居の家族などの介護や看護しているとき
- ・学校（職業訓練校など）に通っているとき など

★標準時間認定

利用時間：7時30分～18時30分（11時間）

※施設によっては、7時00分～7時30分、18時30分～19時00分は、延長保育として利用可能（施設によって異なる）

【保育の必要性】

- ・自宅内外で月120時間以上働いているとき
- ・出産の準備や出産後の休養が必要なとき
- ・同居の家族などを介護や看護しているとき
- ・学校（職業訓練校など）に通っているとき
- ・震災、火災などの復旧にあたっているとき など

以上が制度上の規定となっています。

伊那市では、昨年度まで全ての保育園において11時間保育を実施しておらず、保育必要量の認定については、「短時間認定」のみで「標準時間認定」は行っていません。

本年度からは、子育て世帯の負担軽減のため、「標準時間単価」を含めた基本保育料の減額見直しを行うと共に、全園での11時間保育の実施を開始したところであり、平成31年より「標準時間認定」を適用するよう検討していきたいと考えています。

保育必要量のイメージ

【保育短時間】



※ 延長保育

2号・3号認定の児童において、保育時間以外の利用時間に行う保育です。（利用施設により利用（開園）時間は異なります。）

希望者は申請を行い、利用します。通常の保育料とは別に「延長保育利用料」がかかります。

【保育標準時間】

